

周南市建設工事等指名競争入札心得

(目 的)

第1条 周南市の発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る指名競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、周南市契約事務規則、周南市工事執行規則、電子入札実施要領、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

(公正な入札の確保)

第3条 指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札の辞退、指名の取消し又は不参加等により入札参加者が1人の場合には、入札を執行しない。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 指名を受けていない者のした入札

(2) 入札参加者及び代理人の記名押印がある委任状を持参しない代理人のした入札。ただし、入札書に入札参加者の記名押印があれば、入札参加者が入札したものとみなす。

(3) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得し

てない者のした入札)

- (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が明確でない入札
 - (6) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札
 - (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (8) 指定した方法によらないで提出された入札
 - (9) 第7条第4項により最低金額又は最高金額が通知されている場合、その最低金額以上の金額の入札又は最高金額以下の金額の入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 工事費内訳書の提出が必要な場合にあっては、当該工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- (1) 工事費内訳書の未提出又は未記入等の不備
- (2) 鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの
- (3) 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が同一でないもの
- (4) 工事費内訳書において積上げた金額を、値引等により調整して算出したもの
- (5) 工事費内訳書に材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金が明示されていないもの

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、落札者とならない場合がある。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札者のうちでくじを引かないものがあるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受け

た場合は、契約を締結しない。

(再度入札等)

第7条 開札をした場合において、次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに再度の入札を行う。

(1) 予定価格以下の入札がないとき

(2) 周南市低入札価格に関する事務取扱要綱（平成20年11月1日制定）第5条に規定する判断基準額以上の入札がないとき

(3) 周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱（平成24年10月1日制定）第4条に規定する最低制限価格以上の入札がないとき

2 再度入札は、原則として2回を限度として行う。

3 直前の入札に参加しなかった者及び直前の入札が第5条の規定により無効となった者は、再度入札には参加できない。

4 第1項により再度の入札を行う場合、予定価格を超えた入札があったときはその最低金額、判断基準額又は最低制限価格未満の入札があったときはその最高金額を通知するものとする。

(落札した場合の契約の手続き)

第8条 落札した者は、落札決定後速やかに、契約担当者等から交付された契約書に記名押印し、契約担当者等に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第9条 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書、現場等についての不明を理由として異議の申立てはできない。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和8年4月1日から施行し、施工の日以後に指名通知する入札について適用する。

(周南市建設工事指名競争入札心得等の廃止)

2 次に掲げる心得は、廃止する。

(1) 周南市建設工事指名競争入札心得

(2) 周南市業務委託競争入札心得